

温室効果ガス排出量検証報告書

TOTO株式会社 様

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、TOTO 株式会社が作成した「2012 年度 TOTO グループ算定報告書」(以下、「同社算定報告書」という。)に記載された 2012 年度のスコープ 3 温室効果ガス(GHG)排出量が、同社により作成された「TOTO グループ算定ルール」(以下、「同社算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。(2012 年度とは、国内事業所では 2012 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日までの期間をいい、海外事業所では 2012 年 1 月 1 日から 2012 年 12 月 31 日までをいう。)。検証の目的は、同社算定報告書を客観的に評価し、同社の GHG 排出量に係る情報の記載の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、「ISO14064-3」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲は GHG 排出量スコープ 3 のうちのカテゴリ 1(購入した製品・サービス)、カテゴリ 4(輸送、配送(上流))及びカテゴリ 11(販売した製品の使用)、保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は総排出量における 5%とした。現地検証では、本社(カテゴリ 1、カテゴリ 4)及び桜新町サイト(カテゴリ 11)にて現地検証を行った。現地検証では、算定対象範囲の確認、算定シナリオとアロケーションの確認、算定集計体制の確認、排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。

3. 検証の結論

同社算定報告書に記載される TOTO 株式会社の 2012 年度の GHG 排出量スコープ 3 に係る情報の記載については、「同社算定ルール」に準拠し、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

同社算定報告書の作成責任は TOTO 株式会社にあり、GHG 排出量検証の責任は当機構にある。TOTO 株式会社と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地

一般財団法人日本品質保証機構

常務理事 矢野 忠 行

